

第2回 自治基本条例をつくる市民会議
 テーマ： 小諸市民の幸せのために誰が何をすべきか？
 - 市民・議会・市長・行政の役割とは -

1 班

視点1： 行政が担うべきか、市民が担うべきか、判断が難しい事業や取組み。違和感を感じている事業や取組み。

	市民(区)が担うべきこと	判断がつかないこと	行政が担うべきこと
募金活動	<p>募金の呼びかけ</p> <p>なぜか、行政が呼びかけている現状</p>		
ごみ出し 書かき等の日常生活の支援		<p>ごみ集積所の管理</p> <p>区未加入者には、使わせない区もある</p> <p>ごみ出し</p> <p>独力で出せない人を誰が援助すべきか</p> <p>書かき</p> <p>独力でできない人を誰が援助すべきか</p>	
枝切り		<p>隣近所の敷地から自宅の庭に出ている灌木の枝葉の処理</p>	<p>公共道路に出ている灌木の枝葉の処理</p>
道路の清掃補修	<p>生活道路の清掃</p> <p>簡単にできる未舗装道路の補修</p> <p>舗装が必要な危険箇所を行政に知らせること</p>		<p>側溝の詰まりへの対応</p> <p>舗装道路の掘削・危険箇所の補修</p>

視点2： 市民と行政との役割分担はどうあるべきだと考えるか。また、どのように決めるべきか？

市民が担うべきもの

- 住民が担うこと
 - 隣近所ことは住民が話し合っ解決すべき
 - 居住地区の安全・衛生管理
 - 自治区の行事への参加
 - ボランティア参加
 - 納税
- 企業が担うこと
 - 環境保全・環境配慮 (ISO14000取得)
 - 地域住民・地域社会との協働作業

行政が担うべきもの

- ボランティアが活動しやすい拠点・環境づくり
- 財政の管理 健全運営
- 市民活動環境整備 / 効率的な財政運営
- 個人の利害の調整を行う作業
- 作業に危険を伴う作業
- 条例・法令を市民に遵守させること

個人を超えた利害調整 / 危険を伴う作業 / 法令順守

役割分担が あいまいな理由

- 区の位置づけがはっきりしていない (法律・条例にない)
- 行政と自治区の職務分担が明確でない

今後必要となる役割分担の考え方

役割分担の前提

- 市民1人1人が行政でなくてもできることは何かを考えるとどうか
- 行政はこうすることで困っているという実情をしっかりと伝えることが大切

ルールの明確化

- まず、今のルール (条例・法律) をしっかり把握すること
- 役割分担のルールを決めて徹底する

今後の検討に向けて

- 多様な参加が必要
- もっと多くの市民の参加が必要である
- 視点を広げよ
- 区の話が多いが区の問題は小諸市の自治の一部、もっと全体像を広く議論すべき
- 行政が多くの公共サービスを担ってきたため、行政視点の議論になりがちだが、住民自治という視点が重要
- 条例の目的は
 - 自治基本条例の目的は、市民と行政の役割分担のルールをつくること
 - 自治基本条例の目的は、市民が自発的に地域活動をしなくなる機運をつくること

平成20年 8月 12日 (火) 第2回 自治基本条例をつくる市民会議
 コミュニティセンター3階会議室 テーマ: 小諸市民の幸せのために誰が何をすべきか?
 ~市民・議会・市長・行政の役割とは~

2班

視点1: 行政が担うべきか、市民が担うべきか、判断が難しい事業や取組み。違和感を感じている事業や取組み。

視点2: 市民と行政との役割分担はどうあるべきだと考えるか。また、どのように決めるべきか?

市民が担うべきこと

日常生活

- ゴミの分別
- ゴミを収集する場所の管理

相互扶助的活動

- 通学路の草刈
- 安全パトロール (子供の見守り)
- 街路樹の管理 (水やりなど)
- 道路の側溝の管理 (ゴミで一杯で水があふれたりすることがないように)

市民活動

- 市民祭りの運営
- 周辺地域と連携した市民活動の展開
- 区の行事の活性化

役割分担を考えるための前提

- 市民、行政間の役割分担に関する確認が必要
- 市民活動の進め方について、市民と行政の間で検討をすべき
- 市民、行政の役割分担については、随時見直しが必要

市民が担うべきこと

- 基本的に市民ができることは市民がやる (そうすると行政コストの低下にもつながる)
- 道ぶしんのように普段から市民が関わっている活動は市民が行なうべき
- 人を大切する気持を育むような活動は市民が行なうべき

行政が担うべきこと

- 市民の足の確保
- 周辺自治体との広域連携
- 図書館の充実
- 区の境界の線引き
- ゴミ分別の指導、ゴミ処理業者とのやり取りなどのゴミ処理の全体的な管理

行政が担うべきこと

- 市民だけでは調整が取れない問題は行政が対応すべき

市民と行政の両方が担うべきこと

- 不法投棄の監視
- 税金未納者の生活状況等の把握
- 生活が苦しい高齢者等に対する生活支援
- すみれ号の時刻表作成 (市民意見を反映させる)
- 税金未納者に対する納税の働きかけ

市民と行政の両方が担うべきこと

- 特に市民ニーズを反映させる必要の行政サービスについては、共に行なうべき
- ゴミを分別しないなどの身勝手な行動を抑制するためには、協働でゴミ捨ての管理に当たるべき
- 生活困窮者に対しては、近くに住む市民の協力も得ながら進めるべき

誰が担うべきか分からないこと

- 自宅周りの雪かきは市民が行なうべきだが高齢者の場合はその判断が難しい

第2回 自治基本条例をつくる市民会議
平成20年 8月 12日 (火) テーマ: 小諸市民の幸せのために誰が何をすべきか?
コミュニティセンター3階会議室 - 市民・議会・市長・行政の役割とは -

3班

視点1: 行政が担うべきか、市民が担うべきか、判断が難しい事業や取組み。違和感を感じている事業や取組み。

	枝きり	道路清掃	その他
判断がつかない	家の境界付近の木の枝きり	道路の法面の草刈	通学手段における補助の金額
行政が担うべきこと		幹線道路(国道、県道)の清掃は行政がやるべき	
市民が担うべきこと		生活道路の清掃は、市民、地元で担うべき	農地から流出した土を行政が片付けているが、住民がすべき
区が担うべきこと	家の境界付近の木の枝切りは、行政でなく区で処理すべき		自分の家の周りの狭い道路等の雪かきは行政に頼るべきではない
別の担い手が担うべきこと	家の境界付近の枝きりは、シルバー人材センターで仲介に入って処理している		

視点2: 市民と行政との役割分担はどうあるべきだと考えるか。また、どのように決めるべきか?

行政・区・市民の連携の必要性

市民と行政とできめ細かく話し合うべき 市民と区と行政の連携が必要

役割分担の上での前提

連携のひとつの方法

市民が担うべきもの

地元地域でできることは市民がやるべき

市民の協力できるものは市民がやるべき

互いに行うこと
情報公開、監視

行政は、市長の公約が市民の意見を反映しているものなのかのチェック機能になるべき

行政がやるのが、市民のニーズにあっているのか、住民は監視をすべき

行政は、市民が行政運営をチェックできるように情報公開をすべき

行政が担うべきもの

公共機関でないとできない

個人情報等、プライバシーに関わるものなどは、行政が仲介すべき

平穏な生活を守るために、行政がリードしなければならないものは行政がやるべき

市民が通常の生活上不便なものを行政がやるべき

自治は市民が主役であり、行政は脇役であることを認識すべき

課題

市民、個人個人の価値観が異なり始めている

市民が個人では対応できない

市域内で広域的(区をまたぐ)に行うことは行政がやるべき

個人で対応できないものは行政が対応すべき

役割分担のために必要なもの

役割分担のルールが必要

明確なルールづくり

役割分担を成文化する

区の役割のひとつに住民の苦情を受け付け、手に負えないものは行政に頼むなどのルールづくりが必要

自己判断

身近なことは自己判断で処理する

課題